

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う 国民健康保険における対応について

### 1 制度改正の概要

法改正に伴い、保険診療においては、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）による資格確認を原則とする仕組みへ移行する。これにより、令和6年12月1日をもって現在の健康保険証の新規発行は終了する。

なお、経過措置として、令和6年12月1日までに発行済みの健康保険証は、引き続き有効期限まで使用が可能である。期限は各健康保険によって異なり、台東区の国民健康保険被保険者証は、令和7年9月30日まで使用することができる。

### 2 一体化に伴う対応

(1) マイナ保険証の有無に応じ、次のア・イいずれかの書類を発行する。

ア 資格確認書（別紙：様式例①）

マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を発行する。

→この書類のみで受診可

イ 資格情報のお知らせ（別紙：様式例②）

マイナ保険証を持っている方には、自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を発行する。

マイナ保険証を読み取れない場合等には、この書類と一緒に提示することで受診可能となる（スマートフォン等でマイナポータルの資格情報画面を提示する方法でも可）。

→この書類のみでは受診不可

(2) マイナ保険証への移行に伴う保険診療受診の流れ

別紙（マイナ保険証への移行に伴う保険診療受診の流れ）を参照

### 3 加入者情報のお知らせ（別紙：様式例③）

医療保険者が把握している加入者情報（個人番号の下4桁を含む）を全ての被保険者に通知するもので、情報の正確性を担保し、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにすることを目的とする。

→令和6年10月までに加入全世帯へ送付

#### 4 国民健康保険で発行している各種証の取扱い

(1) 高齢受給者証（対象：70歳～74歳）

発行済みの証は、有効期限である令和7年7月31日まで使用可能。有効期限満了後は、資格確認書又は資格情報のお知らせへの記載で対応予定である。

(2) 短期証

発行済みの証の有効期限満了をもって廃止する。

(3) 資格証明書

資格証明書自体は廃止となるが、医療費が10割負担となる措置は継続する。マイナ保険証の有無に応じ、資格確認書又は資格情報のお知らせに該当の旨を記載する。

#### 5 周知及び問合せ対応

(1) 制度改正に関する周知チラシを加入全世帯へ送付（10月予定）

(2) コールセンターの設置（10月予定）

(3) 広報たいとう、区ホームページ、LINE、X等による周知（11月予定）

#### 6 今後の予定

令和6年10月	加入者情報のお知らせ送付（上記チラシ同封）
令和6年12月2日	改正後の東京都台東区国民健康保険条例施行
令和7年（7月以降予定）	資格確認書、資格情報のお知らせ送付

～ 様式例① 資格確認書 ～  
(カードサイズ)

(表 面)

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資 格 確 認 書				
記号	番 号	(枝番)		
氏 名	性 別			
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割	
適用開始年月日	年 月 日			
交 付 年 月 日	年 月 日			
世帯主氏名				
住 所				
保険者番号	□□□□□□			
交 付 者 名	印			

(裏 面)

備 考	□□□□□□□□□□
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<b>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</b>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<b>心臓が停止した死後に限り</b>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、<b>臓器を提供しません</b>。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>	

～ 様式例② 資格情報のお知らせ ～  
(A4サイズ)

資格情報のお知らせ			
(交付者名) (保険者番号)			
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。			
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	○割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)			
スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、 ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。			
- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -			
			
マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。			
下部を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)			
<p style="text-align: center;">資格情報のお知らせ</p> <p style="text-align: center;">令和〇年〇月〇日発行 (交付者名) (保険者番号)</p> <p>記号 000 番号 00000000 (枝番) 00 氏名 佐藤 太郎 負担割合 ○割 (70歳以上のみ記載)</p> <p style="text-align: center;">受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です</p>			

～ 様式例③ 加入者情報のお知らせ ～

大切なお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている  
個人番号のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたのマイナンバーは、以下のとおりです。

氏名	個人番号（マイナンバー）

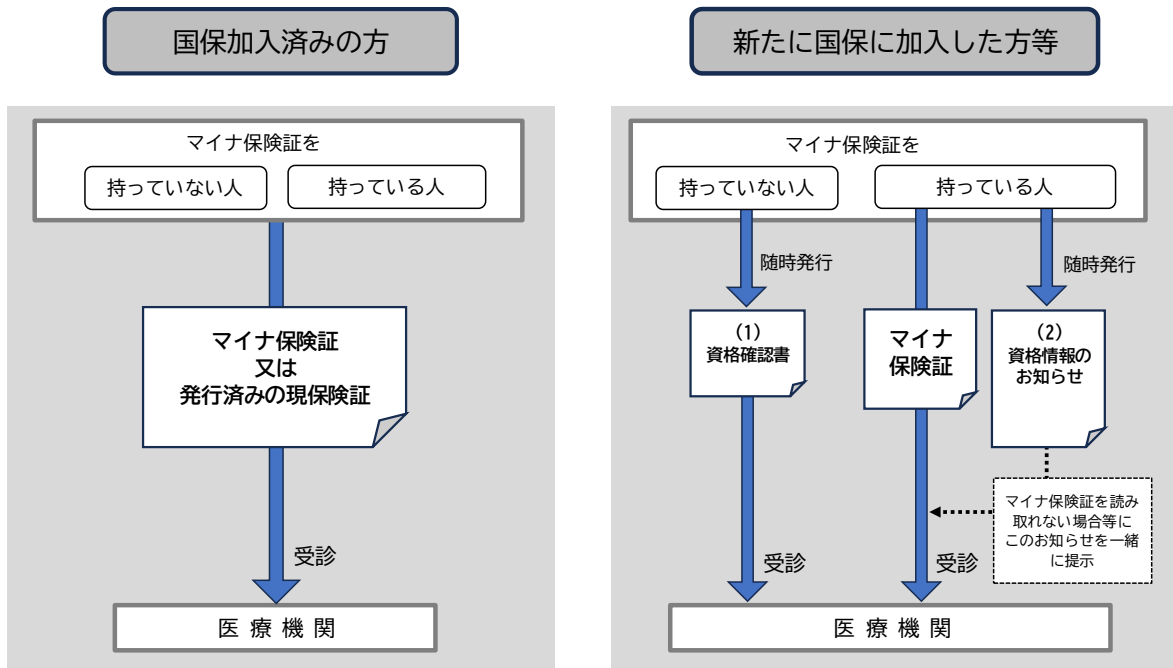
(注1) 令和6年9月27日時点の情報で作成しています。

(注2) 上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）の下4桁を表示しています。

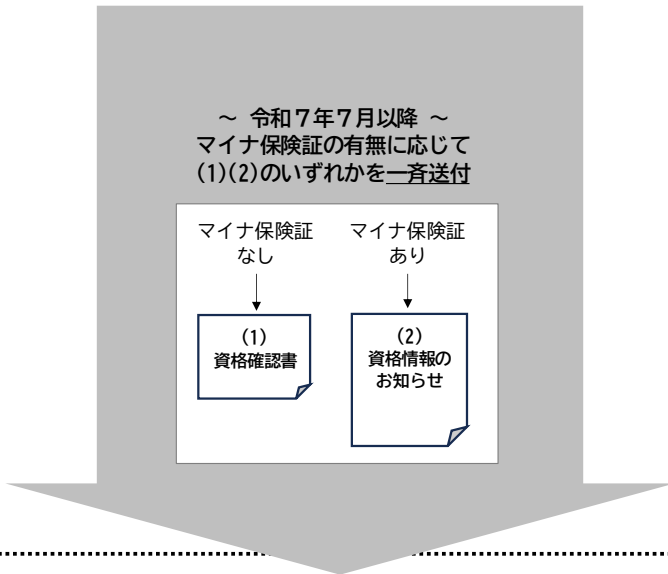
【お問い合わせ先】  
台東区役所 国民健康保険課 資格係  
TEL: 03 (5246) 1252

# マイナ保険証への移行に伴う保険診療受診の流れ

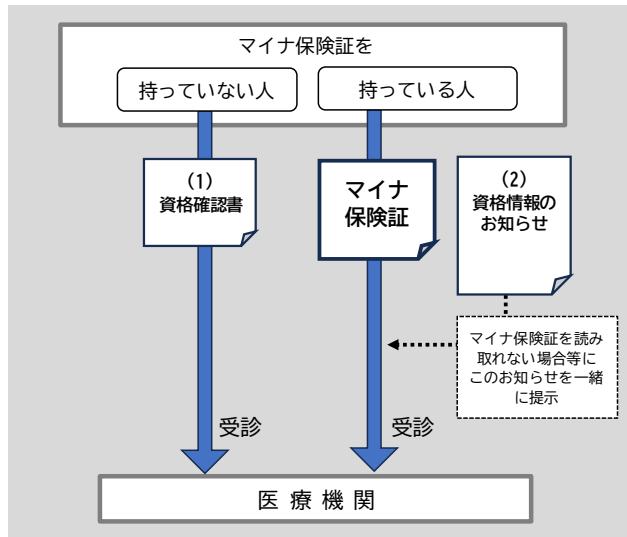
令和6年12月2日



令和7年9月30日



令和7年10月1日



第67号議案 東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項に定めるところによる。</p>
<p>(入院時食事療養費)</p> <p>第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>(入院時食事療養費)</p> <p>第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条に定めるところによる。</p>
<p>(入院時生活療養費)</p> <p>第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>(入院時生活療養費)</p> <p>第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2に定めるところによる。</p>
<p>(保険外併用療養費)</p> <p>第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>(保険外併用療養費)</p> <p>第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条に定めるところによる。</p>
<p>(療養費)</p> <p>第9条の5 療養費の支給は、法第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項までの規定に定めるところによる。</p>	<p>(療養費)</p> <p>第9条の5 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5項までの規定に定めるところによる。</p>
<p>(訪問看護療養費)</p> <p>第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>(訪問看護療養費)</p> <p>第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2に定めるところによる。</p>
<p>(徴収猶予)</p> <p>第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付す</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付す</p>

ることができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があるとき。

2 (略)

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、10万円以下の過料を科する。

ることができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。

2 (略)

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第23条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都台東区国民健康保険条例第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年10月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年9月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。